

令和3年度 石川地方最低賃金に関する要請書

連合石川発 206 号

2021 年 7 月 21 日

石川労働局

局長 吉田 研一 様

連合
石川
労働局
吉田

令和 3 年度石川地方最低賃金に関する要請書

酷暑の候、貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より連合石川の諸活動へのご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、政府は令和 3 年 6 月 18 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針）において、賃上げを通じた経済の底上げ策として、最低賃金については「最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」「本年 4 月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。」と表明しました。

また、7 月 16 日に行われた「第 61 回中央最低賃金審議会」においては、公益委員見解として「28 円」の目安が示されました。

連合は、誰もが将来の生活に希望を持てる社会の実現をめざしており、賃金のセーフティネットである最低賃金制度の役割は、労働者の生活を支える最大の柱であり、コロナ禍の今、さらに重要度が増していると考えています。

新型コロナウイルス感染症による雇用・経済が厳しい状況にある今だからこそ、個人消費を喚起し、更なる経済の自立的成長を促すためにも、全ての労働者に適用される最低賃金の引上げが必要不可欠です。

貴職におかれましては、現在おこなわれている石川地方最低賃金審議会の関しては、閣議決定などを考慮した審議会運営をお願いするとともに、石川県における最低賃金を実効ある水準に引き上げるべく、下記の事項に取り組まれるよう要請致します。

記

1. 最低賃金引き上げに際する中小企業支援等の実施について

- ① 中小企業・小規模事業者において、最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、各省庁との連携を強化し、中小企業支援対策の周知徹底をはかるとともに、賃金の引上げに即効性かつ実行的な支援対策を早急に講じること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされている中小企業への対する支援策および離職を余儀なくされた労働者の就労支援策の更なる強化を講じること。
- ③ 取引先との取引打ち切りの懸念から、取引単価引き下げの要求や消費増税分などによるコスト上昇分や賃金の引き上げ分を価格・単価に十分に転嫁できていない中小企業・小規模事業者が多くいる現状を鑑み、取引の慣例是正・適正化及び、長時間労働の是正を図るためにも「下請法」の周知徹底とともに、違反事業者の摘発を強化すること。
- ④ 最低賃金改定前に発注された公契約の金額を、最低賃金の改定額を踏まえ見直しを図るよう、各地方自治体に対して指導を行うこと。
- ⑤ 労働者に対する「人への投資」を行う企業に対し、税の軽減策を講じ、企業活動の好循環を促進すること。

2. 特定（産業別）最低賃金の維持・強化について

特定（産業別）最低賃金制度は、同一労働同一賃金の実現、非正規労働者・未組織労働者の均等・均衡待遇の実現と格差社会の是正、産業の健全な発展に向けた公正競争の確保という役割を果たしている。

特定（産業別）最低賃金の意義と役割を踏まえ、水準改善と併せ、制度の拡充に資する取り組みが進展する様に指導を強化すること。

また、当該産業労使の意見を必要性審議に適切に反映させること。

3. 監督行政の強化について

最低賃金違反事業所による価格抑制は、中小零細企業において公正競争に影響を及ぼしていることを踏まえ、最低賃金の履行確保のため監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

以 上

2021年7月28日

石川地方最低賃金審議会 御中

生協労連コープいしかわ労働組合
中央執行委員長 杉本章
(住所：白山市行町西1番地)

2021年度の地域別最低賃金額の審議にむけた意見書

1. 生協労連の概要について

生協労連は全国の生協及び生協関連ではたらくなかまを組織しており、全国46都道府県に組織を有しています。私たちは生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現と、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円をめざしています。

2. 2021年最低賃金改定にあたって

昨年(2020年)は、コロナ禍を理由に経済団体や商工会議所は、最低賃金引き上げ凍結を政府・中央最低賃金審議会に要請し、それを受けた政府は雇用の確保を優先するために最低賃金は現状維持だと発言しました。そしてそのことが影響し、中央最低賃金審議会ではコロナ禍だからこそ最低賃金引き上げが必要だという労働側と、引き上げ凍結を固持する経営側との隔たりが大きく、公益委員も判断することができず目安額を示さないという、かつてない結果となりました。それにより、これまで(2011年～2019年)毎年15円～28円引き上げられてきた最低賃金が実質0円、最高に上がった地方で円、石川県では1円という非常に低い改定となりました。

最低賃金の引き上げがなかったことから、この春の春闘では非正規労働者の時間給も上がりませんでした。そして、1年以上にわたるコロナ禍の中で補償制度も不十分なまま、各企業へ営業自粛要請がおこなわれ、非正規労働者を中心に収入の激減や雇止めなど、低賃金労働者のくらしが直撃されています。

このような状況の中、経済財政諮問会議で菅首相は「新型コロナの中で今年も賃上げは2%近くを保っているが、わが国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、平均賃金は主要国と比べて低い水準にとどまっている」と指摘し、「新型コロナの影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠だ。諸外国ではコロナ禍でも最低賃金を引き上げており早期に全国平均時給1,000円への引き上げをめざす」と述べています。

そのことから、今年の最低賃金改定の議論は「いくら引き上げるか」からのスタートとするべきです。

3. 世界はコロナ禍の中だからこそ最低賃金の引き上げが必要と



2020年12月発表のILOグローバル賃金レポートによると、「最低賃金は新型コロナウイルスからの人間を中心に据えた回復のカギを握る。十分な最低賃金は人間を中心に据えた新型コロナウイルスからの回復、そしてその後におけるカギを握っています。最低賃金は甚だしく低い賃金から労働者を守り、不平等を縮小できる可能性があります。そのためには労使協議を経た適切な水準の最低賃金の設定が必要と説いています。適切な水準とは、経済的要素に加え、労働者とその家族のニーズを考慮に入れることを意味します」と述べています。

そもそも、日本の現在の最低賃金は「まともな生活」を送ることができない水準です。この間、上部団体である生協労連が加盟する全労連の地方組織がとりくんだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果が出ています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となっています。今回の雇用調整助成金の支給額が全国同一額で、日額15,000円ということは、全国どこでもまともに暮らすためには時給1,500円以上が必要だということではないでしょうか。

4. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し一極化していることによる、事業の停滞です。企業が地方に分散していて、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。

現在の東京の最低賃金は1013円で一番低い地方では792円となっており、その格差は221円もあります。月150時間働く人では月額33,150円も差があります。年間では397,800円です。スーパーやコンビニの商品のように同じ手順、品質で作った商品の価格は全国どこでも同じ価格なのに、働いている場所によって労働者の賃金に格差ができるのは憲法14条の平等の原則に反することだと思います。

また、最低賃金は時間給労働者の問題だけでなく、月給で働いている正社員の賃金にも大きく影響しています。東京の初任給が地方より高いので、若者が東京で就職先を探しているのが現状です。全国どこで働いていても賃金に格差がなければ、安心して生まれ育った場所で働き生きていくことができます。そして、どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。

5. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。し

かし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。賃金は個々の企業の努力で上げるべきだという声がありますが、国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。

「不特定多数、いろんな人が来店するため、いつか感染してしまわないかと怖さはつきまとう。マスクをしない方への声掛けにいつも悩む」(店舗レジ)

「マスクをしたまま共同購入商品のお届け。2階、3階へと階段を上り玄関先まで重い荷物をお届け。マスクをしたまま息が切れる。これから地獄のような夏を迎えると思うと気が滅入る」(トラック配送)

「高齢者と日々接する仕事のため、日々感染対策を入念におこなっている。それでももし自分が感染し、もし利用者さんにうつしてしまったら、と休みの日も気が張りつめっぱなし」(介護)

これはこの1年、感染リスクを背負いながら働いてきた「エッセンシャルワーカー」の声の一部です。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされても、もともとの賃金が低いため、さらにその6割という低額支給となっています。1ヵ月150時間働いていたとして、時給1,000円の人で9万円(時給6割換算600円)、時給800円の場合には、月額で7万2千円(時給6割換算480円)にしかありません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。いまの日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかななくてはならないのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるのです。

7. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年も最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは経済回復にとって負でしかありません。消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。労働運動総合研究所(労働総研)が1月に発表した春闘への提言によると、最低賃金1,500円への引き上げは、国内生産を26兆7,000億円、付加価値を13兆円増やし、169万5,000人分もの新たな雇用と税収を2兆4,800億円増加させるとしています。

パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在ではそうではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があがれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低いので上げられないといわれていますが、それは、適正な単価による公正取引がおこなわれていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんとおこなわせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。

『最低賃金が1,500円になったらどんなことをしたいかの問いに寄せられた声』

- ・食べ物基本すべて自炊ですが、外食に行きたいです。
- ・コロナ禍で無理ならテイクアウトでもいいから、おいしいものを食べたいです。
- ・化粧品もデパートで売っているものも使ってみたいです。
- ・生理用品も吸収力のよいもの、肌触りのよいものは高く買えないので使ってみたいです。
- ・お金の心配をしないでお祝い事をしたいです。
- ・子どもの成長にあわせて新しいものを用意したいです。

- ・ 歯医者や病院に行きたいです。
- ・ 美容院に行きたいです。
- ・ 季節の変わり目に一着でもいいので、新しい服を買いたいです。

8. 2021年の地方最低賃金審議会への要請

- ① コロナ禍だから上げられないという前提で審議をおこなわないこと
- ② 経営者の賃金支払い能力に傾倒した審議にならないこと
- ③ 人ひとりが人間らしく暮らせる最低賃金の水準について議論をつくること
- ④ 地方間格差是正の道筋を示すこと
- ⑤ 石川県で最低賃金1,000円以上を実現させること
- ⑥ 今後、審議会での議論を全面公開すること

以上